

公立大学法人福井県立大学総合情報ネットワークシステム運用管理規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第90号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）が保有する総合情報ネットワークシステム（以下「FPUnet」という。）の運用管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) FPUnet 法人が運用管理する情報関連システムで、ネットワーク通信回線、サーバ類、ネットワーク機器、これらに接続して使用する情報システム、端末機、周辺装置および共通情報演習室、学部等情報演習室、L201教室等のメディア機器等を含む。

(2) 学部等 学部、情報センター

(3) 部局 学部、情報センター、国際センター、地域連携センター、共通教育センター、研究科、地域経済研究所、事務局

(基本理念)

第3条 FPUnetを利用する全ての職員および学生等は、法令および法人規程等を遵守し、法人の情報資産の保全に努めなければならない。

2 法人は、情報資産を保全するための取組みを行い、また違反行為に対し厳正に対処しなければならない。

(運用管理方針)

第4条 FPUnetの運用管理に関する重要な方針は、理事長が定める。

(情報統括責任者)

第5条 第3条の基本理念および前条の方針に沿ってFPUnetの運用管理を統括する責任者として、情報統括責任者（以下「CIO」という。）を置き、情報センター長をもって充てる。

(情報統括補佐)

第6条 CIOを補佐し、FPUnetの運用管理に関する次に掲げる事項を処理するため、情報統括補佐（以下「CIO補佐」という。）を置き、情報センター副センター長をもって充てる。

(1) FPUnetの構成、性能、障害の管理・保守に関する事項

(2) 情報セキュリティ対策の実施に関する事項

(3) その他FPUnetの運用管理に関し必要な事項

(学部等情報担当者)

第7条 FPUnetの運用管理に関する学部等の担当者として、学部等情報担当者を置き、情報教育・DX委員会の委員をもって充てる。

2 学部等情報担当者は、次に掲げる区分に従って、部局で共同利用する機器等の運用管理を行い、各情報演習室等の利用に関するルールを利用者に周知するものとする。

経済学棟情報演習室

経済学部

生物資源学部棟情報演習室

生物資源学部

海洋生物資源学部棟情報演習室

海洋生物資源学部

看護福祉学部棟情報演習室

看護福祉学部

共通情報演習室およびL201教室

情報センター

(連絡調整)

第8条 FPUnetの運用管理に関して全学的な連絡調整は情報教育・DX委員会が行い、その結果をCIOに報告するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、FPUnetの運用管理に関し必要な事項は、CIOが、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。